

## 学校再開後における人権侵害等への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療従事者、感染者やその家族、特定の国やその出身者等に対する差別事案が発生しています。

過日、全国の緊急事態宣言は解除されましたが、今後、感染症拡大の第2波、第3波の発生が予想されます。学校再開後、教職員、児童生徒及びその家族等からの感染者発生も十分に考えられることから、感染者本人や関係者に対する差別が生じることがないように、以下のことに留意しながら教育活動の充実に努めてください。

### ○差別の防止に向けた発達段階に応じた指導

- ・「感染者は外出自粛要請を守らなかった人」等の決めつけが偏見や差別につながる場合があります。感染症については医学的知識をもとに正しい理解を促しましょう。また、SNS等のネット上には真偽の不確かな情報も多く、それらが偏見や差別の原因となることがあるため、情報の取扱いには慎重を期すよう指導しましょう。
- ・どのような言動が差別にあたるのか適切な判断ができない児童生徒がいます。例えば、「A君の隣の家で感染者が出たので、A君を仲間に入れない」といった行為は差別にあたるなど、できるだけ具体的な例を挙げながら指導しましょう。
- ・差別を受けた人の悲しみや怒りについて想像させるなど、相手の立場に立って考えさせるようにしましょう。
- ・どのような言い方や態度が相手を不快にさせたり傷つけたりするのか、相手を尊重するコミュニケーションの技能について理解を深めさせましょう。

### ○児童生徒の不安の緩和

- ・長期にわたる臨時休業期間中、学習や部活動、友人関係等について様々な不安や悩みを抱えていた児童生徒がいます。過度の不安やストレスは、差別的な言動をはじめ、他者への攻撃につながることもあることから可能な限り一人一人の話をじっくり耳を傾けるなど、児童生徒が「自分は大切にされている」と実感できるような対応に留意しましょう。

### ○児童生徒の出席停止等の取扱い

- ・感染者の発生した職場に勤務する家族がいる児童生徒等に対し、医学的な根拠なく登校の自粛を求めるような措置をとることは学ぶ権利の保障の上からも不適切です。また、児童生徒を出席停止とする場合は、家族も含めたプライバシーの保護など学校全体できめ細かな配慮をしましょう。

### ○児童虐待の早期発見

今回の臨時休業では、児童生徒はこれまでにない長期の在宅生活を強いられました。悲しいことに、家庭はすべての児童生徒にとって必ずしも居心地の良い場所ではありません。この期間は在宅時間の増えた保護者も増加したことから、新たな虐待の発生、状況悪化のケースも十分に考えられますので、以下のことに留意してください。

#### 【子どもの変化（何となく「変」）に気づいたときは】



##### 【ケース1】

＜緊急を要する場合＞ ⇒ 管理職から所管の「市町の福祉担当部局」や「児童相談所」、「教育委員会」等へ連絡・相談し、対応していきます。

##### 【ケース2】

＜観察が必要とされた場合＞ ⇒ 情報収集※に努めましょう（サポートチームで情報分析も行います）  
⇒ 養護教諭やスクールカウンセラー等との連携も大切です。

※情報収集は複数の目で行います。（児童生徒との対話、観察、家庭訪問等の記録を収集）